

法定調書の提出

給料・報酬・料金・利子・配当などを支払う方は、一定金額以上を支払った場合、支払先の住所・氏名・支払金額などを記載した書類（法定調書）を税務署に提出してください。

平成16年分の提出は、平成17年1月31日（月）までです。法定調書の作成や提出の仕方など、詳しくは直接お問い合わせください。

豊橋税務署

☎（0532）52局6201

消費税法の改正

平成15年の税制改正により、消費税法が改正され、納税義務が免除される課税期間の基準期間における課税売上高の上限が1千万円（改正前3千万円）に引き下げられました。これにより、平成15年分の課税売上高が1千万円を超える方は、平成17年分の消費税などの確定申告が必要になりますので、消費税課税事業者届出書の提出が必要です。

また、簡易課税制度を適用することができ、課税期間の基準期間における課税売上高の上限が5千万円

（改正前2億円）に引き下げられました。

なお、消費税法上、課税事業者の方で一般課税により消費税の計算を行う場合、消費税の仕入税額控除を受けるためには、課税仕入れなどの事実を記録した記帳および課税仕入れなどの事実を証する請求書など、両方の保存が必要になります。

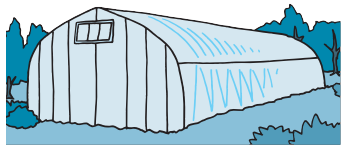
また、簡易課税制度の選択の有無に関係なく、所得税法では、一定の方に対して記帳および記録保存の規定が設けられています。詳しくは直接お問い合わせください。

豊橋税務署

☎（0532）52局6201

償却資産の申告

法人や個人で工場や事務所、アパート、農業などを営んでいる方が所有している事業用の有形減価償却資



産のうち、土地、家屋、自動車（軽自動車含む）以外のものは、償却資産として固定資産税の対象となり、申告が必要です。

原則として、決算のときに減価償却資産として計上したものは、すべて対象となります。ただし、構築物であっても「家屋」として固定資産税の対象となるものや、自動車・原動機付自転車および一部の農耕用トラクターなどの自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは「償却資産」の範囲から除かれます。

所有している償却資産に変更がなくても、取得価格の合計が免税点以下であっても毎年申告が必要です。当てはまる資産がある場合は、平成17年1月1日現在の「償却資産」の所有状況を平成17年1月31日（月）までに申告してください。詳しくは直接お問い合わせください。

償却資産の対象となる資産

構築物

温室・育苗用ハウス、ビニールハウスやアクリルハウスなどの各種ハウス・アパートのフェンス・駐車場の舗装など
機械および装置

暖房機・温風機・消毒機・結束機花選別機・花用冷蔵庫・灌水

設備・二重カーテンなどの農業用機械および装置、旋盤・プレスなどの産業用機械および装置・コンバインなど

船舶

ボート・漁船など

航空機

飛行機・ヘリコプターなど

車両および運搬具

フォークリフト・構内運搬車など

工具・器具および備品

エアコン・パソコン・机・いす・陳列ケースなど

税務課 ☎23局3510

DONATION

寄付

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

11月8日、(有)でりかサライお客様一同より社会福祉のために金1万8376円。

